保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育対策課

緊急事態宣言解除後における保育所等の保育料(利用者負担額)について

令和2年5月25日(月)策定の「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について」に基づき、本市におきましては令和2年6月30日(火)まで登園自粛要請を延長することとしましたので、保育料の減額対象期間についても延長します。

なお、期間中の児童の登園状況につきましては、本市が直接各保育所等に児童別登園リストの作成を依頼し、把握してまいります。保護者の皆様から提出いただく書類はありませんが、利用されている保育所等には出欠の連絡を適切に行っていただくようお願いいたします。

1 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園(保育所部分)

2 対象児童

3号認定子ども(0歳から2歳の保育認定子ども)

3 日割り計算の対象期間

令和2年4月8日(水)から6月30日(火)

※上記の期間については理由によらず登園しない場合は日割り計算の対象となります。

4 日割り計算の算定方法

国の考え方に基づき「月額保育料×登園日数/25日」で計算(10円未満切り捨て)

【計算例】

保育料階層C17月額保育料57,000円で5月に5日間登園した場合(保育料は各世帯により異なります)

57,000円×5日/25日=11,400円(変更後の5月分保育料)

57,000円-11,400円=45,600円(還付額)

5 保育料の還付

保育料は、一旦お支払いいただきますが、この保育料と日割り計算により算出された保育料の差額を還付いたします。保育料の支払い方法が口座振替の方については、当該口座に入金いたします。また、納付書払いの方については、後日、「還付のお知らせ/請求書・支払金口座振込依頼書」を送りますので手続きを行ってください。還付時期については、5月分は7月下旬から、6月分は8月下旬から順次口座に振込む予定としています。

※地域型保育事業及び認定こども園(保育所部分)については、直接施設で保育料の徴収が 行われていることから、還付の手続きは施設からお知らせいたします。

6 その他

今回の手続きについては対象件数が膨大になることから還付処理に時間を要することを御理解ください。

今後の対応等につきましても市ホームページへ掲載してまいりますので御確認ください。 http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html

【問合せ先】

保育料・利用調整担当 電話 044-200-3727